e-shien.mext.go.jp

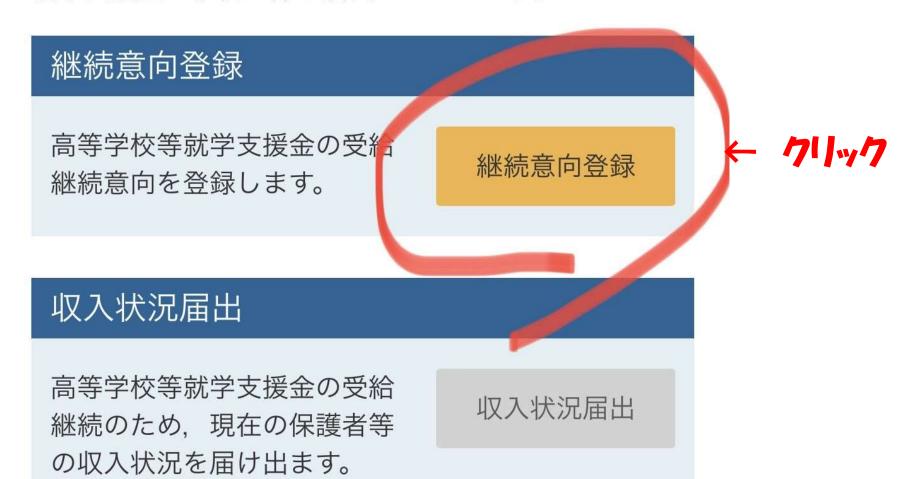




継続届出

ヘルプ

就学支援金の継続に係る届出はこちらです。



継続意向登録



継続意向 継続意向 登録完了

登録確認申請意向入力内容登録確認



確認事項

以下の内容を確認の上、チェックをつけてください。

✓ 高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。

✓ 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、就学支援金は受給できず、授業料を 全額納付する必要があります。 2

← 内容を確認し、 2つともチェックを いれる

必須





継続意向確認

どちらかを選択してください。

- 現在認定されており,引き続き高等学校等。 支給を希望する場合 就学支援金の支給を受けたいと考えていま はこちらをチェック す。
 - 支給対象者には支給決定通知, 所得制限対象者 には資格消滅通知が送付されます。

- 受給権を放棄します。

資格消滅通知が送付されます。



保護者等情報の変更について

前回の申請時から保護者等に変動(離婚,死別, 養子縁組等)はありますか。





あります。

- 🤰 以下のいずれかに該当する場合です。
 - ・保護者等の変動(追加・削除)が生じる場合
 - ・保護者等の課税地、収入状況提出方法等の情 報を変更する場合

過去の申請内容は、ポータル画面の「認定状 況」の詳細から確認してください。

◯ ありません。

🕜 保護者等の変動(追加・削除),課税地,収入 状況提出方法等のいずれも変更がない場合で す。

電話番号又はメールアドレスのみの変更の場 合、こちらを選択してください。

← 保護者情報に変更がな い場合はこちらをチェック





○ あります。

- 8
- ז 以下のいずれかに該当する場合です。
 - ・保護者等の変動(追加・削除)が生じる場合
 - ・保護者等の課税地,収入状況提出方法等の情報を変更する場合

過去の申請内容は、ポータル画面の「認定状況」の詳細から確認してください。



(2) 保護者等の変動(追加・削除), 課税地, 収入 状況提出方法等のいずれも変更がない場合で す。

電話番号又はメールアドレスのみの変更の場合, こちらを選択してください。

入力内容確認

← 入力内容を確認する



継続意向登録結果



継続意向 継続意向 登録完了 登録 確認 申請意向 入力内容

登録 確認

以下の内容で登録されました。

中央の「続けて保護者等情報変更届出を行う」またはメニューの「保護者等情報変更届出」より、保護者等情報 変更届出を行ってください。

受付番号

申請内容

現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。

保護者等情報の変更について

ありません。



← 登録完了! 通常はここで登録が完了します。

なお、画面は保護者等情報変更届出が必要な場合の画面です。この画面になったら、続けて保護者等情報変更届出に進みます。